

一般社団法人日本小児歯科学会単年度会員規約

(資格)

第1条

1. 以下のいずれかの項目に該当する場合、単年度会員としての資格を有する。
 - 1) 大学あるいはその他の研究機関に所属する基礎系研究者
 - 2) 大学の小児歯科以外の臨床系講座あるいは病院診療科等に所属する研究者

(入会手続き)

第2条

1. 入会の申請については入会金および年会費の納入を学会が定める方法で行う。ただし年次大会における発表の共同演者として申請する場合、演題申込時に次年度入会の手続きをもって申請することができる。

(会費)

第3条

1. 入会金 1000 円 (入会時あるいは退会後の再入会時)
2. 年会費 5000 円

(退会)

第4条

1. 単年度会員は入会年度の年度末をもって自動的に退会となる。

(活動)

第5条

1. 単年度会員の活動についてはその他の会員種別と異なり、以下に定める制限を受ける。
 - 1) 学術大会において共同発表者となることはできるが、筆頭発表者となることはできない。
 - 2) 小児歯科学雑誌に掲載される論文の著者(共著者を含む)となることはできない。
 - 3) 会員証の発行を受けることはできない。
 - 4) 単年度会員の期間を会員歴に加えることはできない。
 - 5) 学会ホームページの会員専用ページへのログイン資格を有しない。
 - 6) 学会誌、メールマガジンは送付されない。

(規約の改廃)

第6条

1. この規約の改廃については理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. この規約は、平成 26 年 5 月 15 日より施行する。
2. この規約は、令和 6 年 9 月 1 日に一部改正し、施行する。